

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和 8 年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出の提出について（通知）

日頃より、本市の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、「福祉・介護職員等処遇改善加算」を取得する場合は、年度ごとに届出をする必要があります。令和 8 年度は、6 月以降に新たな加算区分への移行が行われるほか、新たに相談支援事業所（計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援）が加算の算定対象に追加されます。つきましては、令和 8 年度内に本加算の算定が必要な事業者（6 月からの新たな対象サービスにおいて算定を開始する事業者を含みます）は、下記のとおり届出書を提出してください。

届出の提出にあたっては、別添の厚生労働省通知「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」（令和 8 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 1 号、こ支障第 78 号）の内容をご確認の上、本加算の取扱いにつき誤りのないようご注意ください。

記

1 主な変更点（概要）

6 月以降に新たな加算区分への移行や対象サービスの拡大等の制度変更が行われます。主な変更点は以下のとおりです。詳細については別添の国通知等をご確認ください。

変更項目	概要	適用開始時期
対象職員の拡大	「福祉・介護職員」のみから、「障害福祉従事者」に拡大	4 月
対象サービスの追加	計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援が追加	6 月
加算区分の細分化	I イ・I ロ、II イ・II ロ	6 月
算定要件の引き上げ	キャリアパス要件Ⅳの賃金改善後の賃金見込額が440万円以上から460万円以上へ引き上げ	4 月

令和8年度特例要件	新設される上位区分（加算Ⅰ口、Ⅱ口等）を算定するための新たな要件として、「生産性向上・協働化に係る取組」や、「加算額の1/2以上を基本給等へ充てる」等の基準が追加	6月
-----------	---	----

※ 令和7年度と同様にキャリアパス要件等の要件について、令和9年3月末までに整備や取組等を行うことを「誓約」すれば、要件を満たしているものとして取扱う措置があります。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該定めの実績報告を行い、実績報告書においてその旨を報告する必要があります。

2 書類の提出について

(1) 提出書類

別紙様式2	【入力必須】 基本情報入力シート、様式2-1（総括表）、様式2-2（個票（4、5月））、様式2-3（個票（6月以降））
別紙様式5	特別な事情に係る届出書 ※届出の必要がある場合（厚労省通知参照）

(2) 必要書類の掲載先

札幌市のホームページからダウンロードしてください。

(HP)

札幌市ホームページのホーム>健康・福祉・子育て>福祉・介護>障がい福祉>事業者のみなさまへ>事業者指定>令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出

(URL)

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/reiwa_syogukaizen.html

(3) 提出方法

スマート申請で受け付けます（郵送での提出には応じられません）。

(URL)

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/syogu8-nendotousyo>

※スマート申請ご利用上の注意点

- ・申請にあたっては、入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。申請内容が十分に確認できない場合、別途問い合わせを行うか、添付書類等の追加提出を求める場合があります。
- ・申請内容が加算の要件に該当しなかった場合や、添付書類が明らかに事実と異なる場合、内容に虚偽又はその疑いがあると認められた場合は、申請を却下する場合があります。
- ・申請の受付が完了した場合、「申請受け付けのお知らせ」のメールが届きます。このメールが届かない場合は申請が行えていない可能性があるため申請状況をご確認ください。

3 提出受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月15日（水）23:59

※提出期限を過ぎた場合、令和8年4月5月の算定はできません。

4 計画提出にあたっての注意点

- (1) 計画書の作成に際しては、厚労省通知の内容をよくご確認の上、作成をお願いします。
- (2) 様式が変更となりましたので、必ず上記2(2)のリンク先からダウンロードした様式でご提出ください。
- (3) 計画書には計算式が入っており、審査を行う上で重要なものとなっておりますので、色付きのセル以外は入力を行わないでください。
- (4) 別紙様式2-1～2-3は○×やメッセージが出るようになっておりますので、必ず確認の上ご提出ください。
- (5) 基本情報入力シートは削除しないでください。
- (6) 提出いただくファイルのファイル名を法人名に変更の上、提出してください。
(例 株式会社 札幌.xlsx)

5 特記事項

- (1) 地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援は令和8年6月から算定対象となります。上記事業所のみ運営している場合や6月以降に加算を算定する場合は令和8年6月15日までにご提出ください。
- (2) 処遇改善加算等を算定しない場合は本書類の提出は不要です。
- (3) 例年介護保険サービスの計画書が提出される場合があります。様式及び届出先が異なりますので、障害福祉サービス事業所は必ず、所定の様式にて計画書をご提出ください。
- (4) 処遇改善加算Ⅰの算定要件の一つ（キャリアパス要件Ⅴ）に、福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算）の届出が必要となっております。そのため、処遇改善加算Ⅰで申請した場合であっても、福祉専門職員配置等加算または特定事業所加算の届出がない場合は、処遇改善加算Ⅱで登録いたします。
- (5) 根拠資料（就業規則等）の提出は不要です。計画書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、札幌市から求めがあった場合には速やかに提示できるようにしてください。

6 お問い合わせについて

- (1) 制度に関する問い合わせ先
福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口
電話番号：050-3733-0230 受付時間：9：00～18：00（土日含む）
 - (2) 手続きに関する問い合わせ先
電話での対応が困難ですので、札幌市ホームページに掲載している質問票（スマート申請）にてご質問ください。
- (HP)
札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > よくある質問>障がい福祉サービス事業等の指定に関する質問票
- (URL)
<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/index.html>